

幌延町空家等対策計画【概要版】

第1章 計画策定の趣旨と基本的事項

近年、人口減少や高齢化等を背景に、既存の住宅や建築物等の老朽化、社会的ニーズの変化等に伴い、全国規模で空家が年々増加しています。

このような状況から、国では平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」）」を公布しました。

幌延町においても、空き家・空き地の有効活用を通して本町への移住を促進し、定住人口を増加させ、地域の活性化を図ることを目的として、平成29年10月に空き家・空き地バンク制度を創設しました。

これらを踏まえ、地域住民が安全・安心して住み続けられる住環境の確保と生活環境の保全を図り、空家の適切な管理と有効活用を推進することを目的として、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針や取組み、体制整備に必要な事項を定めた本計画を策定しました。



計画の基本的事項

■計画の位置付け

本計画は、特措法第6条第1項に規定する空家等対策計画であり、国の指針やガイドラインに即して計画しています。

また、第6次幌延町総合計画や北海道空き家等対策に関する取組方針との連携、整合性を図ります。

■計画の対象地区と空き家の種類

本計画における対策の対象地区は幌延町内全域とし、対象とする空家等は、特措法第2条各項に規定される「空家等」「特定空家等」とします。

■計画の期間及び公表

本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和11年度（2029年度）までの8年間とし、必要が生じた場合は適宜見直しを行います。また、計画を変更したときは、広報誌やホームページ等で公表します。

第3章 管理不全な空家等及び特定空家等に対する措置

■管理不全な状態の空家等への措置

空家等は個人財産であり、所有者が適切に維持管理することが大原則です。しかし、適切に管理がされないまま放置されると、周辺に悪影響を及ぼすばかりでなく、建材の飛散や落下、落雪等により重大な人身事故を招くおそれもあることから、管理不全な状態であることを所有者等に周知し、改善を促すなどの措置を講じます。

【措置内容】改善依頼・情報提供、改善確認、所有者情報等の調査

■特定空家等に対する措置

建築物が特定空家等に該当するかどうかを、立地環境等地域の特性や実情に応じて適切に判断し、特定空家等に認定した場合は、特措法及び幌延町空家等の適切な管理に関する条例の規定による特定空家等に対する措置を実施します。（幌延町空家等対策協議会の意見を踏まえ、所有者等の共有者全員に対して行います。）

【措置内容】助言・指導、勧告、命令、行政代執行、略式代執行、応急措置

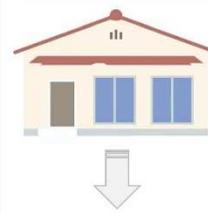
■法適用外の建築物等に対する措置

特措法による措置を講じることができない建築物で、著しく保安上危険又は著しく衛生上有害となる場合にあっては、所有者等に対し適切な管理を求めつつ、関係法令に基づく必要な措置を講じます。

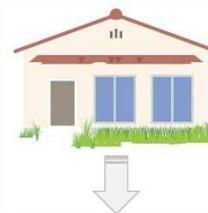
第2章 基本的な方針と取組み

空家等の増加抑制、適切な管理及び利活用の促進による、安全で安心な生活環境の確保や地域コミュニティの活性化を図るため、所有者等、住民等及び町は相互に連携を図り、協働して取り組むことを基本理念とし、国の制度である「空き家対策総合整備事業」や「空き家再生等推進事業」などを効果的に活用しながら、次の4つの基本方針に基づき、本計画を推進します。

空家等の発生抑制



管理不全な空家等の抑制



管理不全な空家等の発生



基本方針1：空家等の発生予防

- ・広報やホームページなどによる、空家等の発生抑制に関する情報の提供
- ・空家等の発生抑制に関するリーフレットの配布
- ・譲渡所得の特別控除制度や住宅用地特例制度など、税に関する情報の提供
- ・相談しやすい環境の整備
- ・高齢者世帯への対応

基本方針2：空家等の利活用・流通促進

- ・空き家・空き地バンク制度によるマッチングの促進
- ・建物所有者に対する耐震診断・耐震改修補助制度の継続
- ・定住促進持家住宅建設等奨励制度などの促進
- ・住宅インスペクション費用に対する支援措置の検討
- ・地域資源としての除却跡地等における活用方法の検討

基本方針3：空家等の適切な管理

- ・広報やホームページなどによる、空家等の適切な管理に関する情報の提供
- ・空家等の適切な管理に関するリーフレットの配布
- ・空家等に関するセミナーや勉強会の検討
- ・遠隔地に居住する所有者に対する空家管理代行など、民間サービスとの連携模索
- ・所有者に対するリーフレットの送付
- ・空家等除却支援制度の促進

基本方針4：管理不全な空家等や特定空家等への対策

- ・所有者に対するリーフレットの送付
- ・管理不全な状態の空家等の所有者に対する改善依頼や情報提供
- ・特措法に基づく特定空家等の認定と措置の実施
- ・関係法令（民法、建築基準法、災害対策基本法、消防法など）に基づく対応
- ・空家等除却支援制度の促進

第4章 空家等対策の推進体制

■空家等に関する相談体制

幌延町における空家等の対策に関する相談窓口は、住民生活課生活グループに設置し、随時相談を受け付けます。相談の内容によっては、担当部署へ引き継ぎ、担当課において直接対応することとします。

■空家等対策の実施体制

幌延町における空家等の対策に関する実施体制は、住民生活課を事務局として、次に掲げる組織で対応することとします。

○幌延町空家等対策協議会

☞特措法第7条に規定される協議会で、委員8名以内で構成

○幌延町空家等対策庁内連携会議

☞空家等対策全般に関することを検討するため、委員長である副町長以下、関係各課課長により構成